

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
泉尾工業高等学校	<p>下記の工事について、工事完了による引渡しが行われているにもかかわらず建設仮勘定が精算されていなかったため、令和6年度の財務諸表（貸借対照表）に当該工事に係る建設仮勘定が計上されたままとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="498 548 1623 663"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>契約件名</th> <th>契約金額</th> <th>未精算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>大阪府立泉尾工業高等学校 トイレ 便器改修工事</td> <td>767,800円</td> <td>113,630円</td> </tr> </tbody> </table>	年度	契約件名	契約金額	未精算額	令和6年度	大阪府立泉尾工業高等学校 トイレ 便器改修工事	767,800円	113,630円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 （固定資産の分類及び計上） 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7) 建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3) 建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。（以下略）</p> </div>
年度	契約件名	契約金額	未精算額							
令和6年度	大阪府立泉尾工業高等学校 トイレ 便器改修工事	767,800円	113,630円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年12月17日）